

東京都立学校等給付型奨学金制度のご案内 (特別支援学校)

本制度は、生徒が希望する進路に挑戦できるよう、生徒が学校の教育活動に参加するために必要な経費等を東京都が保護者に代わり支払う制度です。

給付型奨学金制度の利用を希望される方は、各学校にて別途定める提出期限までに、申請手続を行うようお願いします。

※ 本制度は、生徒や保護者が直接金銭を受け取るものではありませんのでご注意ください。

1 給付対象となる生徒（高等部・本科及び専攻科の生徒が対象）

■ 次の対象世帯のいずれかに該当する生徒

給付対象世帯	年収目安	給付限度額
生活保護受給世帯、並びに区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額の合算が非課税の世帯	約270万円未満	50,000円
区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額の合算が8万5,500円未満の世帯	約270万円～ 約350万円未満	30,000円

※1 区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額は、保護者の合算となります。

※2 支給対象とならない生徒

- (1) 休学又は留学の許可を受けている生徒
- (2) 措置費（見学旅行費及び特別育成費のうち加算分）が措置されている生徒
- (3) 令和6年1月1日現在、保護者の一方で海外在住で、課税証明書が取得できない生徒

2 給付対象経費

①職場体験実習等における経費

- ・実習に必要な装備品、保険料
 - ・実習に必要な細菌検査費用
 - ・実習に必要な健康診断に要する費用
 - ・実習に必要な付添人の交通費
 - ・実習の事前面談等に係る生徒交通費
- ※実習当日の交通費は就学奨励費で支給されるため対象外

他

②学力向上に向けた経費

- ・模擬試験受験料
- ・実力テスト受験料
- ・AO・論文対策講座受講料
- ・大学実践模試受験料
- ・スタディサプリ等のコンテンツ利用経費（通信料は除く）

他

③検定試験・資格試験経費

- ・英語検定費
- ・漢字検定費
- ・簿記検定費
- ・情報処理検定費
- ・フォークリフト運転免許取得費
- ・危険物取扱者取得費
- ・検定のためのテキスト代

他

④自立と社会参加に向けた障害支援機器等に要する経費

- ・テーブルマナー講座受講費用
- ・ビジネスマナー講座受講費用
- ・タブレット端末等の更新費用
- ・車イス装着のフレキシブルアーム等購入費用

他

※上記はあくまで一例です。

3 受給に係る申請について

- (1) 給付金を申請される方は「4 申請手続に必要な書類」を御参照の上、必要書類を提出してください。
- (2) その後、学校から認定結果に係る通知が届きます。認定された生徒は、「2 給付対象経費」に記載のある教育活動等に給付限度額まで保護者の負担なく参加できます。

4 申請手続に必要な書類

申請に当たっては、以下の注意事項をご確認の上、(1)又は(2)のいずれかの書類を提出してください。

※提出に当たっての注意事項

【①申請書の提出が不要な方】

- 現在在学している学校で、令和6年度までに、個人番号カードの写し等（個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等）を提出して給付型奨学金の認定を受けている方
⇒当該マイナンバーを利用して認定継続可否を審査するため、**申請書の提出は不要**です。

【②申請書のみ提出が必要な方】

- 令和7年4月又は令和6年7月の高等学校等就学支援金申請において、既に必要書類を提出している方
- 今年度が初めての申請で、すでに個人番号カードの写し等を提出している方
⇒申請書のみ提出で審査可能となります。なお、申請は原則として電子申請となります。

※上記①、②のいずれにも当てはまらない方で、給付型奨学金の申請を御希望の方は以下の(1)又は(2)のいずれかの書類をご提出ください。

※令和6年1月1日現在、保護者の一方で海外在住で、課税証明書が取得できない場合は、原則として対象外となります。

(1) マイナンバー利用による所得確認の場合

提出書類 ※1	
□ 1 東京都立特別支援学校等給付型奨学金の受給に係る申請書 ※原則として電子申請	
□ 2 支払金口座振替依頼書（黄色複写）	
□ 3 番号確認書類（親権者 ※2）	
次のうち、いずれか1つの写しを提出 個人番号カード（マイナンバーカード）裏面・個人番号通知カード・住民票記載事項証明書 個人番号が記載された住民票の写し	親権者 ※2 各1枚
□ 4 本人確認書類（生徒）	
次のうち、いずれか1つの写しを提出 個人番号カード（マイナンバーカード）表面・運転免許証・パスポート（顔写真のページ） 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・在留カード・特別永住者証明書 学生証（顔写真付き）・官公庁が発行した写真付きの資格証明書 ※上記のいずれも保有していない場合は、次のうち、いずれか2つでも可 共済組合員証・健康保険証（有効期限内のものに限る）・年金手帳 住民票又は記載事項証明書・源泉徴収票・生活保護受給証	生徒本人

※1 上記3については、提出された書類は返却できませんので必ず写しを提出してください。

※2 親権者が両親の場合は、2名分の番号確認書類を提出してください。
親権者がいない場合は未成年後見人（法人である者及び財産に関する権限のみを行使すべきとされた者を除く。）、未成年後見人がいない場合は主たる生計維持者（生徒の場合は生徒）の番号確認書類を提出してください。
主たる生計維持者（生徒の場合は生徒）の番号確認書類を提出する場合は、生徒本人の健康保険証の写しも併せて提出してください（その他、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。）。

(2) 課税証明書等の提出による所得確認の場合

提出書類 ※3		提出枚数	発行機関
□ 1 東京都立特別支援学校等給付型奨学金の受給に係る申請書 ※原則として電子申請			
□ 2 支払金口座振替依頼書 (黄色複写)			
□ 3 収入等確認書類			
(1) 生活保護受給世帯 生活保護受給証明書 - 生活保護の対象であることを確認できるもの - 親権者が生活保護の対象となっている旨の記載があるもので、申請日前3か月以内に発行のもの - 生活保護の対象であることを確認できない場合は、区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額を確認できる書類を御提出ください。		1 枚	福祉事務所等
(2) 非課税世帯、又は 区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額の合算が8万5,500円未満の世帯 区市町村民税所得割額及び都道府県民税所得割額の合算が8万5,500円未満であることを確認できる書類 いずれかを親権者等全員分 - 令和6年度住民税(非)課税証明書 - 令和6年度特別徴収税額通知書 - 令和6年度住民税納税通知書		親権者等各1枚	区市町村役所(場)等

※3 上記3については、原本又はその写しの提出で差し支えありません。
提出された書類は返却できませんので、原本を提出いただく場合は御注意ください。
また、その他、必要に応じて別途書類の提出を求める場合があります。

5 提出期限・提出先等

提出期限

各学校の設定する提出期限まで

※ 申請内容に不備があった場合に備え、早期に御提出ください。

提出先及び
問合せ先

生徒が在学している特別支援学校の経営企画室(事務室)

※ 書類の記載方法、提出書類及び制度に関することについても学校に問い合わせ願います。

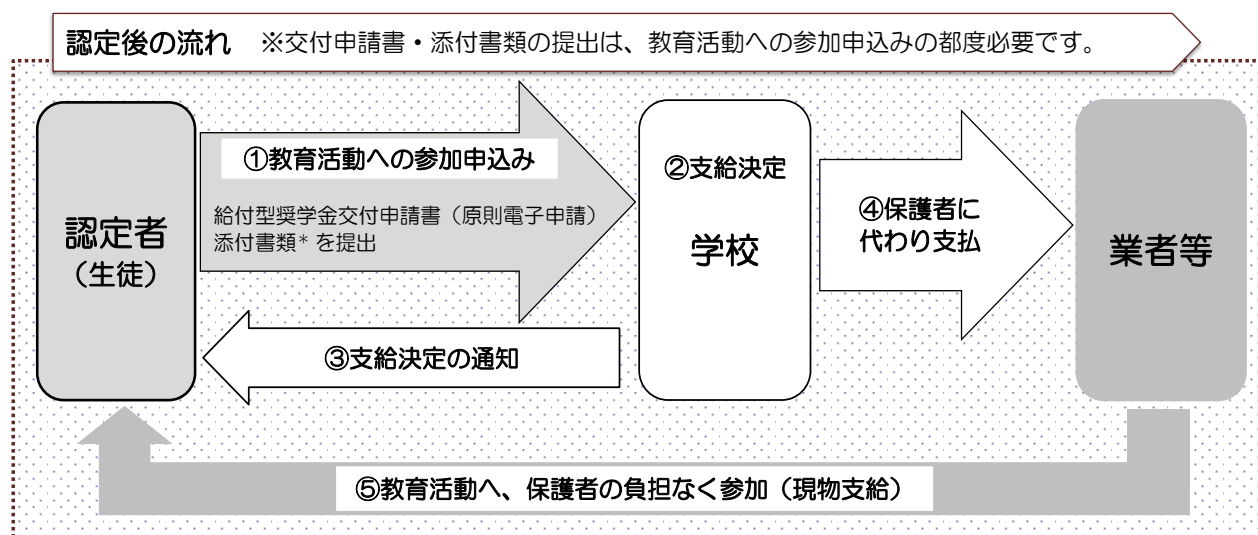
認定された日以前の取組みについて、給付型奨学金を受けることはできません。
申請が遅れた場合、給付型奨学金を受給できる期間が短くなる恐れがありますので、必ず各学校で別途定める提出期限までに、御提出くださいますようお願いいたします。

6 認定後の手続きについて

給付の認定を受けた生徒は、「2 給付対象経費」に記載のある教育活動等に給付限度額まで保護者の負担なく参加できます。

都立特別支援学校等においては、生徒の受給権を業者等に委任することで、学校が代わりに代金を支払う方式を原則としています（以下フロー図「認定後の流れ」のとおり）。

給付型奨学金の対象となるサービス等を受ける際には、「給付型奨学金交付申請書」による電子申請を行うとともに、添付書類を在学している特別支援学校の経営企画室（事務室）に御提出ください。



* 添付書類とは、支給対象となる取組等の具体的な内容・金額を示す書類です。
（例 検定試験・資格試験の申込書、購入しようとする備品のカタログ等）

7 よくある質問

Q1 職場体験実習の付添人交通費について、生徒と一緒に移動している経路しか対象とらないのでしょうか？

A1 付添人の交通費は、生徒に付き添っている場合（付添中）と、生徒を送迎するために付添人が単独で往復する場合（付添のため）の両方が対象となります。

Q2 子供が他の都立学校に転校しました。前籍校（転校前の学校）では給付型奨学金の支給対象となっていたましたが、引き続き、給付型奨学金の支給は受けられますか？

A2 現籍校（転校後の学校）で、改めて給付型奨学金の申請を行う必要があります。添付資料の提出は不要となる場合がありますので、学校にお問合せください。なお、公平性確保のため、年度内における限度額は前籍校から現籍校へ引き継がれます。中途退学・休学・留学等をした場合は、自動的に受給資格が喪失されます。休学や留学から復学する場合には、改めて申請が必要です。

Q3 給付型奨学金の申請をしましたが、父母が離婚したことで、世帯の所得状況に変更がありました。給付型奨学金の支給は受けられますか？

A3 離婚が成立し、親権者が一人になった場合、一人分の親権者の所得が確認できる書類を添付し、学校に申請してください。離婚成立月中に書類を提出していただき、要件を満たせば、申請書の提出日から給付型奨学金の支給対象となります。